

史料——人との邂逅めぐりあい

増田廣實

史実の全体像を明らかにするためには、その目的に従って史料を選び、その厳密な批判と解釈を進めなくてはならないが、そのためには史料それ自体の発掘蒐集を前提とする。その発掘蒐集にあたり一級の史料を発見した喜びは何にも変えがたく、忘れ得ない感激でもあるが、そんな経験の一つを書いてみよう。

先祖の「旅日記」

一九五八年一〇月四日であった。その頃まだ大学院生であった私は、天保七年（一八三六）に起った甲州天保騒動に関心があり、その頭取の一人で、一揆後に行衛をくりましたと言われる犬目村兵助について知りたいと考えていた。そこで何をともあれ、犬目村（現山梨県北都留郡上野原町犬目）を訪ねたのがこの日であった。

国鉄中央線を四方津駅で降り、五万分の一の地図をたよりに、山道を約四料ほど真北に登り旧甲州道中犬目宿の姿を残して眠るように静かな宿並を見て驚いた。こんな山中に残る街道筋の風景は、何

かしら神秘的でさえあったことを鮮明に思い起す。宿場なら先ずは本陣をと、日本陣岡部家を人に尋ねながら訪った。これが、故岡部八重子さんとの最初の出会いであった。

その頃「兵助家」は、犬目を離れており、兵助の子孫の内唯一人八重子さんだけが、岡部家に嫁して犬目に残っていたが、その八重子さんに直接出会えたのは、それは真に奇遇の一言に尽きるものであった。

この兵助の直系曾孫である八重子さんに尋ねても、兵助についてはあまり詳しくなく、当時兵助家は空屋となり、台風に倒壊し、何も残った古い物はないとのことであった。しかし、帰りぎわになりその家の仏壇の引出しに、この帳面があったことを思い出したので、取残しておいたと一小冊子を見せた。これは「誰れか祖先の旅日記だそうです」と言うのである。

見ると、この小冊子は表紙を欠き、特に終りの部分は幾枚かが欠けて残る部分もかなり破損していた。手に取ってみると、一枚目は

「三峯山」に泊った記事にはじまり、「九月六日」の記事の後半から日を追って書れたものであることがわかった。日を追って十月・十一月・十二月と続き、この月の二十九日から「天保八年」正月四日にかけて宿泊した記述の部分があることを見出した。よってこの小冊子は天保七年九月六日から、翌八年九月にわたる旅日記であることがわかった。

天保七（一八三六）年九月六日とは、天保騒動直後であり、騒動後逃亡したという兵助との関わりが考えられ、この小冊子への興味をそそられた。その後、これを詳細に検討した結果この期間、日を追って書れた旅の「覚」であり、兵助の書残したものと確信するようになっていった。それは、埼玉県秩父三峯にはじまり、中山道から榛名山を経て、北国街道に入り、富山・金沢・丹後・播州・備前下津井から四国丸亀へ渡り、四国巡礼の札所をめぐり、土佐境より引返し、広島に渡り岩国に至る。その後山陽道を大坂に戻り、奈良・高野山を経て、伊勢に至って旅日記は終る。何はともあれ一揆後行衛をくらましたと言われていた兵助が、その逃亡の時期日記を残したとなると、これは全国的にも類例のない極めて特異なものであったから、ぜひ史実を確定する必要があると考えた。

そこで、この旅日記を兵助のものとする確信を裏付けるため、大目村内に残る史料を発掘する以外ないと考え、八重子さんの嫁ぎ先でもある犬目宿本陣岡部家の所蔵文書の閲覧をお願いした。そして、総数六〇〇点を超える近世後期から明治初年にわたる文書の整理・調査を行い、兵助に関わる史料数点を見出した。その結果、旅日記は兵助のものであることが確定し、一九五九年発表することになった。しかし、これらの文書は、兵助に関し多くを語るものではなく、

兵助に関する基本的な部分でなお不明の部分が、解明されず残った。兵助の「大切な品」

その後、郡内騒動に関する研究は、多方面にわたたり、多くの研究者によって発表されたが、しかし兵助に関しては新しい事実の発掘もなく、十二・三年が経過していった。

確か一九七二年頃と記憶するが、ある日犬目を尋ねた折に八重子さんは「兵助は旅に出る時、大切な品々を自分の家内の実家に預けたと聞いている」ので、その事実を調査して欲しいと話された。しかし、兵助の家内「りん」の実家がどこなのか不明であり、調査の手掛りもなく、また空しく三、四年が過ぎていった。

七六年の初夏、偶然の事からりんの実家を知る手掛りが得られた。それは当時すでに閲覧が差し止められていた明治五年「戸籍簿」を見ることができたことであった。それによると、兵助の妻りんは、寛政十（一九七八）年生れ、天保三（一八三三）年結婚、明治七（一八七二）年に歿した四方津村佐藤平兵衛妹であることがわかった。

この戸籍簿の件は、最速八重子さんに知せたところ、四方津（上野原町）には古い親戚があると聞いており、それは「寺の下」とよばれている家ではないかというのであった。今すぐに訪ねたいと言う八重子さんの言葉に動かされ、その家を訪ねた。当時佐藤家の当主は、佐藤範夫氏であり、奥様共々丁重に対応して下さったが、犬目に親戚のあることも、数代前に同家に平兵助を名乗る方も記憶にないとのことであり、調査は頓座してしまった。聞けば同家は、四方津村名主であった由である。それならば名主関係の文書類は残っていないか、別棟の蔵を見させて欲しいとお願ひし、心よくお許しを

頂いた。

二階建の蔵の一階は、漬物や味噌の樽などが並び、文書類など見あたりぬまま、狭い段階を二階へと上った。その階段の上りつめた所に、桐の本箱が置かれ、その上に数冊の和綴本が重ねられてあった。その一冊を何気なく手に取ると『西行四季物語』と題箋に書かれていて、その裏表紙に「甲州郡内犬目宿 水越兵助 文政八年酉十月吉日」という署名が目に見え込んできた。兵助所蔵本のあるこの佐藤家こそ、兵助の妻りんの実家平兵衛家であることを、この本は雄弁に語っていた。それは、兵助が旅に出る時に妻の実家に預けたと伝えられる「大切な品」の一部に違いなことを確信したのであった。

その上で、あらためて本箱の右手奥を見ると、小型の柳行李があり、下隅は大きく破れ、鼠の巣になっていたが一群の文書が入っていた。その場では整理もできないため、この文書の整理を申出て、佐藤御夫妻のお許しを得て預らせていただくことができた。その結果の中には約一千点にのぼる文書が納められていることがわかった。しかも、その底部から、兵助自筆文書四点と、兵助の妻りんの兄で、四方津村名主平兵衛自筆文書一点計五点の関係文書を発見することができた。

関係文書五点をあげると次のようなものであった。

①「書置之事」 天保七申年八月十五日 本家助三郎殿・其外組合中・しんるい申 同家兵助。この文書は、一揆への出立を前に身辺にある諸勘定の処理に関し、母親立会いの下での処理を依頼する内容である。なお追て書として、自分の跡目はその年二月生れの実子たきた（後にたき）に相続させて欲しい旨記している。

②「離縁状之事」 八月 四方津村おりん殿 犬目村兵助。この文書は、日付を記していないが、妻りんへの離縁状であり、一揆主謀者の妻として、罪の及ぶのを避ける処置であったと考えられる。

③「書置一札之事」 申八月十七日 村役人并其外皆々様 犬目村兵助。この文書は、①・②とも関連し、①の文書の二日後、兵助の一揆への出立の理由と、それに伴う妻りんと長女たきたの離縁と処置について、村役人等関係者への依頼書である。

④「我等兩人心掛ヶ次第之事」 森水之者。この文書中森水之者とは、森戸次左衛門と水越兵助兩人を意味する。一揆の頭取であった兩人が、一揆後自首することを目前にして、一揆の目的や一揆後の心境等に関して書いたものであり、兵助の筆による。

⑤「乍恐以書付奉申上候」 申十月朔日（九月世を抹消訂正） 四方津村名主平兵衛。この文書は、兵助の義兄平兵衛が、一揆後逃亡した兵助について、谷村代官所からの糺問への弁明書であり、逃亡にあたり佐藤家に立寄ったなどの事実はなく、その行衛の調査を約した内容となっている。

これらの文書の発見は、兵助が一揆の後に逃亡するあたり「大切な品」を妻の実家に預けたという話を、一四〇年後、「事実」であったことを裏付けることとなった。それと同時に「旅日記」のみでしか知り得なかった兵助と、兵助を頭取とした郡内騒動の経緯の一部を、文献的に明らかにするのに役立ったのであった。

むすびにかえて

思えば、最初に犬目村を訪ねて以来、佐藤家の関係文書発見までに、実に二〇年の歳月が流れていた。この間、犬目村兵助の実像を

追う作業は、幾度かの起伏を経てここまで来ることができた。しかし考えてみると、常にそれを導いてくれたものは、世代を超えて語りつがれてきた口碑伝承であった。研究の発端は、一揆後行衛をくらしめたという兵助のその後への関心であった。それが「旅日記」の発見をもたらし、旅に出る時預けた「大切な品」の伝承が、一揆前後の兵助の行動を語る文書の発見につながったのであった。口碑伝承を実証するために必要な文献史料発掘の努力の成果であったともいえる。この場合、口碑伝承は、歴史的関心や興味を起す動機であり、それを史実として確定することを目的として、行動を起す役割を負っていたといえる。

しかし、こうした新しい史料発見による歴史事実の確定は、円滑に直線的に展開していくとは限らない。むしろ様々な曲折を経ながら、多くの偶然的な幸運をも必要とする。そうした好運は、多方面にわたる史料蒐集の結果としてもたらされるものであろう。口碑伝承を、口碑伝承として終らせるか、史実として確定させることができるかは、史料発掘の努力と情熱とにかかっていることを、犬目村兵助の事例が端的に示しているといえる。

それにしても、もし岡部八重子さんとの邂逅めぐりあひがなく、佐藤御夫妻との出会いと、この方々の御協力がなかったならばと考えたとき、史料との邂逅は、また人との邂逅そのものといえよう。

第十九回 文芸科賞作品募集

(1) 内容 詩歌・小説・戯曲・童話・文芸評論など

※ いずれも未発表作品（活字になっていないもの）に限る

(2) 枚数 特に指定はない

(3) 資格 文芸科在學生

(4) 締切り 平成九年一月三十一日（金）正午

(5) 提出先 文芸科資料室

(6) 入選作発表 平成十年三月刊行予定の『文芸論叢』34号誌上にて

(7) 賞品 賞状及び記念品

(8) 審査員 文芸科専任教員